

日行連発第 1296 号
平成 31 年 1 月 25 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
法務業務部
部長 杉山 久美子

自筆証書遺言の方式を緩和する方策の施行について（通知）

昨年 7 月に法案が可決した民法（相続関係）改正法の運用がいよいよ開始されました。

まず本年 1 月 13 日より、自筆証書遺言の方式を緩和する方策が施行されました。これまでは、自書で遺言をする場合、「自筆証書遺言」として、全てを手書き（カーボン複写は可）する必要がありましたが、本改正で財産目録の部分はパソコンでの作成や、銀行等の通帳の写しや不動産の登記事項証明書等の添付も可能となりました。

なお、法務局による自筆証書遺言の保管制度も来年（2020 年）7 月 10 日に施行されます。保管年数や、手数料などは政省令で定めることとなっており、現時点で詳細は未定です。

この保管制度を利用することで、裁判所での検認の手続きが不要となりますが、現在、代理人としては遺言書の画像情報等を用いた証明書（遺言書情報証明書）の交付請求や遺言書原本の閲覧請求はできません。

「遺言書」の作成についてのご相談があった場合、行政書士が「遺言書」作成支援の専門家として、自筆証書遺言だけでなく、公正証書遺言等も含めて、相談者にふさわしい遺言が作成できるよう、会員への指導をお願いいたします。

この度、「自筆証書遺言」方式緩和を盛り込んだ遺言書作成支援と「法定相続証明制度」について記載したリーフレットを 1 月 25 日に別送にて、各单位会に配布するとともに、レイアウトが若干異なりますが、各单位会名や電話番号を入れたデータも配布いたしますので、ご活用いただければと存じます。

以上

別添：「自筆証書遺言・法定相続証明制度」リーフレットデータ（pdf）